

別表

事業名	1 補助対象者	2 補助対象経費	3 補助率及び補助限度額
介護事業所等が行う日本語学習支援事業	県内に所在する介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による介護事業を行い、外国人介護人材を受入れる（予定を含む）事業所等を運営する法人	介護事業所等が行う日本語学習支援事業の実施に要する経費（報償費、旅費、需用費（消耗品費、教材費、燃料費、食糧費、印刷製本費）、会議費、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、使用料、賃借料、委託料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。））	1/3 （ただし1事業所あたりの上限100千円）
複数法人による集合研修開催支援事業	県内に所在する社会福祉法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人等の民間団体	複数法人による集合研修開催支援事業の実施に要する経費（報償費、旅費、需用費（消耗品費、教材費、燃料費、食糧費、印刷製本費）、会議費、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、使用料、賃借料、委託料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。））	10/10 （ただし講義及び演習の実施時間について1時間あたりの上限10千円）